

## 神奈川県がん克服条例

## (目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者、事業主及び県民の責務を明らかにし、並びにがんの予防、早期発見の推進等について定めることにより、同法第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性を確保し、全ての県民がその置かれている状況に応じ、科学的知見に基づく適切ながんに係る医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともにがん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られるようにするための総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、がん対策に関し、国、市町村、医療関係団体、医療機関、事業主並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体との連携を図りつつ、本県の地域の特性に応じたがん対策推進計画（がん対策基本法第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画をいう。第14条において同じ。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、がんに関する正しい理解及び関心を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (保健医療関係者の責務)

第3条 がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、県が講ずるがん対策に協力するよう努めなければならない。

## (事業主の責務)

第4条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努める

とともに、県が講ずるがん対策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹(り)患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払い、及び積極的にがん検診を受けるよう努めるとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(未病の改善によるがんの予防等)

第6条 県は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する普及啓発、未病の改善(心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。)のための取組の推進その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第7条 県は、全ての県民が科学的知見に基づく適切ながん医療に関する情報を得られるよう、診療情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第2条第2項に規定するがん登録、地域がん登録(がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度のうち、県が主体的に実施するものをいう。)その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の水準の向上)

第8条 県は、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるよう、市町村及び専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(1) 都道府県がん診療連携拠点病院の機能の強化及び整備

- (2) 地域がん診療連携拠点病院の機能の強化
- (3) がん診療連携拠点病院その他の医療機関等における連携協力体制の整備
- (4) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び神奈川県がん診療連携指定病院の連携の強化
- (5) 小児がん拠点病院その他の医療機関等における連携協力体制の整備
- (6) 医科と歯科との適切な連携（医科及び歯科に係る医療機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）の促進
- (7) 放射線療法及び化学療法の推進並びに手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- (8) 漢方を用いた診療の活用の促進
- (9) リハビリテーションの提供の促進

(研究の推進)

第9条 県は、がんの本態解明、革新的ながんの予防及び診断に関する方法並びに免疫療法その他の革新的ながんの治療に関する方法の開発その他の先進的な医療の導入に向けた研究並びにがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。第11条において同じ。）の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を推進するものとする。

(緩和ケアの推進)

第10条 県は、がん患者の身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為（以下この条において「緩和ケア」という。）の充実を図るため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 緩和ケア病棟の整備の促進
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) がん罹患していると診断されたときからのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進
- (4) 居宅で緩和ケアを受けることができる体制の整備の支援

(患者等の支援)

第11条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びに精神的及び社会的な不安その他の負担の軽減に資するために、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) がん患者及びその家族又は遺族に対する相談体制等の充実及び情報提供の促進
- (2) がん患者等に対する就労に関する支援
- (3) がん患者等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活に対する活動の支援
- (4) 小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育及び適切な治療のいずれをも継続的かつ円滑に受けることができる環境の整備

(がん教育の推進)

第12条 県は、県民ががんに関する正しい知識を持つとともに、がんの予防、早期発見等の重要性について理解を深めることができるよう、教育機関、保健医療関係者その他の関係団体と連携し、がんに関する教育を推進するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(県民運動)

第13条 県は、保健医療関係者、事業主、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体と連携し、県民を対象とするがんの予防及び早期発見を推進する活動を支援するものとする。

(審議会への諮問)

第14条 知事は、がん対策推進計画の策定又は改定その他のがん対策の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、神奈川県がん対策推進審議会の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 知事は、平成30年4月1日から起算して6年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成26年3月25日条例第11号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第93号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第38号）  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。